

三十八	同	同	同	九三三
三十九	同	同	同	三

山梨県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

一 都市計画の種類

甲府都市計画土地区画整理事業

（昭和町常永土地区画整理事業）

二 都市計画の決定に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

一 都市計画の種類

甲府都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県知事 横内正明

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
マルジン薬局	甲府市朝日四丁目一番一号	一九四〇一〇三三五九	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
マルジン薬局	甲府市朝日四丁目一番一号	一九四〇一〇三三五九	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
マルジン薬局	甲府市北口一丁目六番八号	一九四〇一〇三三六七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
マルジン薬局	甲府市北口一丁目六番八号	一九四〇一〇三三六七	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
奥脇医院	富士吉田市下吉田八五九番地	一九二二二〇一四一	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
奥脇医院	富士吉田市下吉田八五九番地	一九二二二〇一四一	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成二十年一月一日
奥脇医院	富士吉田市下吉田八五九番地	一九二二二〇一四一	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日

湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	介護付有料老人ホーム大里の憩	介護付有料老人ホーム大里の憩	奥脇医院	奥脇医院
甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市大里町三三七五番地 一〇	甲府市大里町三三七五番地 一〇	富士吉田市下 吉田八五九番 地	富士吉田市下 吉田八五九番 地
一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九七〇二〇二 四八七	一九七〇二〇二 四八七	一九二二〇一 二四一	一九二二〇一 二四一
居宅療養管理指導(みなし)	介護予防訪問看護(みなし)	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	訪問看護(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)
平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月一日

湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院	湯村歯科医院
甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市湯村三丁目一番一号 ニューコーポ 湯村一F	甲府市善光寺二丁目一五番一八号	甲府市善光寺二丁目一五番一八号	甲府市善光寺二丁目一五番一八号	甲府市善光寺二丁目一五番一八号
一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九三〇一〇三 二九四	一九七〇二〇二 四六一	一九七〇二〇二 四六一	一九七〇二〇二 四六一	一九七〇二〇二 四六一
訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	介護予防訪問介護	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	介護予防通所介護
平成二十年一月一日	平成二十年一月一日	平成二十年一月四日	平成二十年一月十六日	平成二十年一月四日	平成二十年一月四日	平成二十年一月四日	平成二十年一月二十一日

デイサービスセンター「かのか」	甲府市中小河原一丁目三番一五号	一九七〇—〇二四七九	通所介護	平成二十年一月二十一日
アンカケアサービス訪問介護事業所	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二—〇〇四〇五	介護予防訪問介護	平成二十年一月二十三日
アンカケアサービス訪問介護事業所	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二—〇〇四〇五	訪問介護	平成二十年一月二十三日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正 明

田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日
田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成二十年一月一日
田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	介護予防訪問看護（みなし）	平成二十年一月一日
田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月一日

田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成二十年一月一日
田中医院	中央市東花輪四六三番地	一九二二—〇〇〇一七	訪問看護（みなし）	平成二十年一月一日
こもれび	大月市脈岡町奥山二二九二番地	一九七二—〇〇二九四	訪問介護	平成二十年一月十日
健康堂調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目一六番三号	一九四〇—一一九七〇	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月十五日
健康堂調剤薬局塩部店	甲府市塩部四丁目一六番三号	一九四〇—一一九七〇	居宅療養管理指導（みなし）	平成二十年一月十五日
アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二—〇〇三八九	介護予防訪問介護	平成二十年一月二十一日
アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二—〇〇三八九	居宅介護支援	平成二十年一月二十一日
アイケア富士ステーション	富士吉田市松山二二七八番地	一九七二—〇〇三八九	訪問介護	平成二十年一月二十一日
笹尾総合福祉センター	甲府市朝日二丁目五番一四号	一九七〇—〇〇四五七	介護予防訪問介護	平成二十年一月三十日
笹尾総合福祉センター	甲府市朝日二丁目五番一四号	一九七〇—〇〇四五七	訪問介護	平成二十年一月三十日

平成二十年五月二十九日	午前十時から午後三時まで	笛吹農業協同組合豊富支所	中央市のうち旧豊富村
平成二十年五月三十日	同	鯉沢町総合福祉センター	鯉沢町
平成二十年六月二日	同	増穂町民会館	増穂町
平成二十年六月三日	同	同	同
平成二十年六月五日	午前十時半から午後二時半まで	早川町役場	早川町
平成二十年六月九日	午前十時半から午後三時まで	下部開発センター	身延町
平成二十年六月十日	同	身延町役場身延支所	同
平成二十年六月十一日	同	同	同
平成二十年六月十二日	午前十時から午後三時まで	身延町役場本庁舎	同
平成二十年六月十三日	同	身延町役場久那土出張所	同
平成二十年六月十六日	午前十時半から午後三時まで	南部町活性化センター	南部町
平成二十年六月十七日から平成二十一年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第...))	今期検査を実施する市町村の区域

皮革面積計	平成二十年六月十七日から平成二十一年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	七十号(第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	山梨県計量検定所(平成二十年六月十六日まで)に検査を受けなかった場合に限る。)	甲府市を除く県下全域
-------	--------------------------------------	--------------	---------------------------------	---	------------

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七條第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 変更に係る農業振興地域名 昭和農業振興地域
 - 二 変更に係る区域 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び山梨県中北農務事務所に備え置いて縦覧に供する。)

● 清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した増穂土地改良区から次のとおり清算人の就任の届出があった。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

清算人氏名	住 所	就 任 年 月 日
内池日出男	南巨摩郡増穂町長澤一八〇番地の二	平成二十年二月十九日
秋山 武範	南巨摩郡増穂町小室五八二〇番地	平成二十年二月十九日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ハウジングブラザ
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市一町畑千八十五番地七
 - 3 破産管財人の氏名 八巻力也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六四八七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 加々美マル治建築
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田六千二百五十六番地
 - 3 代表者の氏名 加々美治三郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七一〇〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 宮原土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山牛奥二千六百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 宮原栄治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第五三一号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年三月十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社青柳工業所
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市藤田二千二百八十三番地
- 3 代表者の氏名 青柳繁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第一七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社伊良原工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上石田三丁目七番十四号
 - 3 代表者の氏名 伊良原忠
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第八三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年二月十二日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社小林工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市曲輪田百四十七番地
 - 3 清算人の氏名 小林勇治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第四〇五五号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社みずき造園土木
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡西桂町小沼千八百八十三番地
 - 3 代表者の氏名 宮下和雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八七三三号
- 四 処分の内容 塗装工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十年三月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ドルフィン
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下石田二丁目十五番十三号

- 3 代表者の氏名 伊山静子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七二〇五号
- 四 処分の内容 大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年三月十七日

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 宮原土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山牛奥二千六百四十九番地
 - 3 代表者の氏名 宮原栄治
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第五三一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十年三月十七日

- 一 処分をした年月日 平成二十年二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ベスト企画有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中二百五十一番地八
 - 3 代表者の氏名 高村権造
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六九七号

- 四 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年二月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の設立認可
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百九十九号)第十四条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可した。
 平成二十年三月十七日

- 一 組合の名称 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 事業施行期間 昭和町常永土地区画整理組合
 平成十九年度から平成二十七年まで
- 三 施行地区 中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字西間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部並びに大字河東中島字山伏の一部
- 四 事務所の所在地 中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町役場内
- 五 設立認可の年月日 平成二十年三月十七日
- 六 事業年度 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板及び昭和町役場に掲示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番